

◆国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 新旧条文対照表

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(旧法案)は、1985年の第102国会で自民党より衆議院に議員立法として提出されたが、野党や国民からの強い反対により、第103国会で審議未了廃案となった法律案である。

これに対し、自民党が再提出をめぐって上記法案に修正を加えたものが、1986年公表の「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案」(修正案)である。この修正案は、死刑の罰則を削除し、報道機関の免責を新設するなど廃案となった旧法案に修正を施したものであるが、秘密の範囲が広範で通報、探知収集、漏えいなどの行為が広く処罰されるなど、旧法案と基本的に変わりがないものであり、反対運動によって、その後国会への上程は見送られた。

本書では「国家秘密法案」の略称を用いる。別名「スパイ防止法案」。

〔修正案〕	〔旧法案〕
防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案	国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案
(目的) 第1条 この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるとともに、外国に通報する目的をもって防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。
(定義) 第2条 この法律において「防衛秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。 2 この法律において「不当な方法」とは、法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は、秘匿状態にある文書、図画等をみだりに開披する等社会通念上是認することのできない方法をいう。	(定義) 第2条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。
(国家秘密保護上の措置) 第3条 国の行政機関の長は、その取り扱う防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を防衛秘密として指定しなければならない。ただし、その指定に当たっては、いやしくも防衛秘密に属しないものを指定	

するようなことがあってはならない。

2 国の行政機関の長は、前項の規定により防衛秘密として指定した事項又は文書、図画若しくは物件について常に点検を行い、我が国の防衛上秘匿する必要がなくなったとき、又は公になったものがあるときは、速やかに、その指定を解除しなければならない。

3 国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛秘密について、取扱責任者及び取扱者を定め、標記を付し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の措置を講ずるに当たり、国の行政機関の長は、防衛秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し防衛秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

5 防衛秘密を取り扱う者は、これが漏れることのないよう最大の注意をしなければならない。

(国家秘密保護上の措置)

第3条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

(罰則)

第4条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

一 外国(外国のために行動する者を含む。

以下この条、次条及び第6条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

第4条 次の各号の一に該当する者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

一 外国(外国のために行動する者を含む。以下この条及び次条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法

第5条 次の各号の一に該当する者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した

で、防衛秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した防衛秘密を外国に通報した者

二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を外国に通報した者

第5条 次の各号の一に該当する者は、2年以上の懲役に処する。

- 一 外国に通報する目的をもって、防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二 前項第1号又は第2号に該当する者を除き、防衛秘密を外国に通報した者

第6条 次の各号の一に該当する者は、10年以下の懲役に処する。

- 一 不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者

第7条 前項第2号に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、5年以下の懲役に処する。

第8条 第4条の未遂罪は、罰する。

第9条 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、2年以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

国家秘密を外国に通報した者

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報した者

三 前項第1号又は第2号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

第6条 次の各号の一に該当する者は、2年以上の懲役に処する。

- 一 外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者
- 二 前項第1号又は第2号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者

第7条 次の各号の一に該当する者は、10年以下の懲役に処する。

- 一 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者
- 二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らした者

第8条 前項第2号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、5年以下の懲役に処する。

第9条 第5条（同第3項に係る部分を除く。）及び前3条の未遂罪は、罰する。

第10条 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、2年以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により

他人に漏らした者は、1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

第11条 第5条（同条第3号に係る部分を除く。）の罪の予備又は陰謀をした者は、10年以下の懲役に処する。

2 第6条の罪の予備又は陰謀をした者は、7年以下の懲役に処する。

3 第7条の罪の陰謀をした者は、5年以下の懲役に処する。

4 第8条の罪の陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する。

5 第5条（同条第3号に係る部分を除く。）の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、第1項と同様とし、第6条の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、第2項と同様とし、第7条の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、第3項と同様とし、第8条の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治40年法律第45号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第12条 第6条第1号、第7条第1号、第9条又は前条第1項から第4項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除する。

（国外犯）

第13条 第4条から第10条まで及び第11条第1項から第5項までの罪は、刑法第2条の例に従う。

（この法律の解釈適用）

第14条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害することがあってはならない。

第10条 第4条の罪の陰謀をした者は、10年以下の懲役に処する。

2 第5条の罪の陰謀をした者は、7年以下の懲役に処する。

3 第6条の罪の陰謀をした者は、5年以下の懲役に処する。

4 第7条の罪の陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する。

5 第4条の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、第1項と同様とし、第5条の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、第2項と同様とし、第6条の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、第3項と同様とし、第7条の罪を犯すことを教唆し、又は扇動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治40年法律第45号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第11条 第5条第1号、第6条第1号、第8条又は前条第1項から第4項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除する。

（国外犯）

第12条 第4条から第9条まで及び第10条第1項から第5項までの罪は、刑法第2条の例に従う。

（この法律の解釈適用）

第13条 この法律の適用に当たっては、表現の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害することがあってはならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行

った行為は、これを罰しない。

附則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第2条関係）

- 一 防衛のための体制、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実行の状況
- 二 自衛隊の部隊の編成又は装備
- 三 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練
- 四 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
- 五 自衛隊の通信の内容
- 六 自衛隊の通信に用いる暗号

七 自衛隊の任務の遂行に必要な艦船、航空機、武器、弾薬、通信機材、電波機材その他の装備品及び資材（次号において「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品名及び数量

八 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の研究開発若しくは実験計画、その実施の状況又はその成果

九 我が国の安全保障に係る外交上の方針

十 我が国の安全保障に係る外交交渉の内容

十一 我が国の安全保障に係る外交上の通信に用いる暗号

十二 我が国の安全保障に係る外国に関する情報

附則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第2条関係）

一 防衛のための体制等に関する事項

イ 防衛のための体制、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実行の状況

ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備

ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練

ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度

ホ 自衛隊に部隊の輸送、通信の内容または暗号

ヘ 防衛上必要な外国に関する情報

二 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項

イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信機材、電波機材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品名及び数量

ロ 装備品等の研究開発若しくは実験計画、その実施の状況又はその成果

三 外交に関する事項

イ 外交上の方針

ロ 外交交渉の内容

ハ 外交上必要な外国に関する情報

ニ 外交上の通信に用いる暗号

事項索引

〈あ〉

アメリカ情報自由法……………97
安保条約第6条の実施に関する交換公文……………161

〈い〉

違憲審査制（QPC）……………199
I級機密……………212, 213
違法な国家秘密……………193
いわゆる「密約」問題に関する
有識者委員会報告書……………90, 154
インカメラ審理（審査）……………127, 149, 188
インターネット・ユーザー……………197
インテリジェンス・NSC ワーキング
チーム……………79

〈う〉

ウィキリークス……………165, 182
ヴォーン・インデックス……………126, 188
宇宙航空研究開発機構（JAXA）……………47

〈え〉

NCND 政策……………154, 161
MDA 秘密保護法……………8, 12, 32, 33, 62, 64, 66, 68, 70, 71, 72, 91, 100, 109

〈お〉

沖縄密約開示請求訴訟……………164
オバマ政権……………186, 188
思いやり予算……………162

〈か〉

外形立証……………81
改正宇宙航空研究開発機構法……………47
改正刑法草案……………109
外務省機密（沖縄密約公電）漏洩事件
（西山記者事件）
…19, 42, 50, 67, 75, 89, 90, 94, 113, 114, 198
カウンターインテリジェンス機能の
強化に関する基本方針……………27, 32, 53
核艦船の通過・寄港……………155

拡大保安審査……………195
核の傘……………155
核密約……………152, 157
合衆国憲法修正第1条……………188
カラチ事件……………199, 203
河相元外務省北米局長……………166
簡易保安審査……………195
環境問題に関する、情報へのアクセス、
意思決定における市民参画、
司法へのアクセスに関する条約……………148

〈き〉

既発表の抗弁……………178
基本的人権の保障……………87
義務的な秘密指定解除審査……………187
「9・11」事件……………195
行政機関情報公開法 →情報公開法
共謀……………69
共謀行為……………69
業務外知得者……………63
業務知得者……………62, 63, 64, 65, 115, 116
業務取扱者……………64
緊急時迅速放射能影響予測
ネットワークシステム（SPEEDI）…2, 145

〈く〉

空海統合戦略……………165
国の安全……………169, 170
クレーマー事件……………194
軍事機密……………212
軍事機密保護法……………212

〈け〉

警視庁特別部……………176
刑事特別法……………66, 68, 70, 71
刑罰積極主義……………115, 120
原子力規制委員会設置法案……………137
原子力基本法改正……………136
原子炉等規制法66条の2……………141
謙抑主義……………110
権力分立制……………206

秘密委員会（仮称）	79
秘密解除	203, 205
秘密指定手続	187
秘密特許制度	15
秘密取扱者適格性確認制度	27, 28, 32, 34, 35, 77
秘密の解除制度	215
秘密の自動解除	214
秘密保護法案	213
秘密保全のための法制の在り方に 関する有識者会議	3, 23, 157
秘密保全のための法制の在り方に ついて（報告書）	3, 86, 98, 110, 122, 157
秘密保全法制の在り方に関する 検討チーム	7, 42, 55
評価基準	59
評価事項	59
平等権	57

〈ふ〉

不開示事由	74
不開示情報	18
福島第1原発4号機不正工事告発	141
不正アクセス行為の禁止等に関する 法律	67
ブッシュ・イニシアティブ	155
物的管理	61
プライバシー権	58, 59
プレス自由法	197
文書不存在	124

〈へ〉

米軍の機密	8, 12
別表第四	31
ペンタゴン・ペーパー事件判決	189

〈ほ〉

保安業務規程	211
保安審査（Sicherheitsüberprüfung）	191, 195
保安審査法（SÜG）	191
保安調査（Sicherheitsermittlung） を伴う拡大保安審査	195
防衛庁予算費	162

防衛秘密	3, 9, 10, 11, 12, 91, 92
防衛秘密を外国に通報する行為等の 防止に関する法律案	8
防衛対象	118
防諜法	183, 186, 187, 189
法廷メモ訴訟	95
報道の自由	93
ボガチョンコフ事件	33, 35

〈み〉

未遂	68
身分犯	116

〈め〉

メディアに対する免責	8
メモランダム13号	163
免罰	214

〈も〉

目的遂行	211
モザイク理論	193, 194, 196
MOX 燃料棒の外径データの偽造	142
もんじゅ設置許可無効確認判決	139
もんじゅナトリウム漏えい事故	138

〈よ〉

要秘匿性	11
要秘匿性と実質秘性	211
吉野元アメリカ局長	164
ヨハネスブルク（ヨハネスバーグ）原則	96, 169, 215

〈ら〉

ラロック証言	163
--------	-----

〈り〉

李承晩政権	210
立法事実	30, 57, 82

〈ろ〉

漏えいの教唆罪	19
---------	----

〈わ〉

若泉 敬	163
------	-----

編 者

田島 泰彦（たじま・やすひこ）

上智大学文学部新聞学科教授、憲法・メディア法専攻。『表現の自由とメディア』（編著、日本評論社、2013年）、『共通番号制度のカラクリ——マイナンバーで公平・公正な社会になるのか？』（共編、現代人文社、2012年）、『調査報道がジャーナリズムを変える』（共編、花伝社、2011年）など著書多数。

清水 勉（しみず・つとむ）

弁護士、日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長、同秘密保全法制対策本部事務局長。『「マイナンバー法」を問う』（共著、岩波ブックレット、2012年）など。

秘密保全法批判——脅かされる知る権利

2013年3月25日 第1版第1刷発行

編 者——田島泰彦、清水 勉

発行者——串崎 浩

発行所——株式会社 日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4

電話 03-3987-8621（販売：FAX--8590）

03-3987-8592（編集）

<http://www.nippyo.co.jp/> 振替 00100-3-16

印刷所——精興社

製本所——難波製本

装 丁——図工ファイブ

表表紙右下、本文85頁 画像：福島第一原子力発電所 EPA＝時事 提供元＝東京電力

（社）出版者著作権管理機構 委託出版物

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。

検印省略 © 2013 Yasuhiko Tajima, Tsutomu Shimizu

ISBN978-4-535-51939-8

Printed in Japan